

4月1日から農地取得に必要な「下限面積要件」が廃止となります



耕作目的で農地の売買や賃貸借等の許可を得るにはいくつかの要件があり、その中の1つに経営農地面積を5反(50a)以上とする「下限面積要件」がありましたが、この下限面積要件が農地法の一部改正により、4月1日から廃止されます。今回の農地法の一部改正では、多様な新規参入者を受入れて就農を後押しするのがねらいです。



本村でも、村内全域が廃止となりますが、その他の要件である年間従事日数や機械の保有状況などの要件は従来どおり満たす必要があります。一方で、投機的な農地取得は不安なため、将来を見据えた検討が重要です。本村農業委員会では、新規就農者が自立できるように今後も支援していきます。

農業者が農地の所有権等を取得するために農地法第3条の許可を得るには、その農業者およびその世帯員などで、次の4つの要件を満たす必要があります。

①研修・営農計画要件

新規就農者は、研修証明書(農業大学、受入農家または農業法人などで1年以上の農業研修)と営農計画書が必要です。

②全部効率利用要件

農業に必要な機械の所有状況や農作業に従事する人数からみて、農地の全てを効率的に利用すると認められること。

③農作業常時従事要件

農作業に常時従事すると認められること(年間150日以上)。

④地域との調和要件

権利取得後におこなう農業の内容並びに農地の位置および農地の規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること(草刈りなどの維持管理)。

〈問い合わせ〉農業委員会事務局 TEL0967(67)2706

税務課からのお知らせ



軽自動車税についてのお知らせ 廃車や譲渡の際には手続きを

軽自動車税は、**毎年4月1日時点**の下記対象車両の**所有者または使用者**に課税されます。

対象車両を廃車・譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。手続きを代行してもらった時は、結果の確認をお願いします。

手続きの窓口は対象車両によって異なりますので下記をご確認ください。

身体に障がいをお持ちの人で来年度(令和5年度)の軽自動車税減免申請を予定されている人は、**令和5年4月1日**に車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者を確認してください。

〈手続き・問い合わせの各窓口〉

異動(廃車・譲渡)する車両が

原動機付自転車(125cc以下の二輪)、小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど)の場合

〈問い合わせ〉
税務課 軽自動車係
TEL0967(67)2703



126cc以上~250cc以下の二輪、660cc以下の三輪および四輪の場合

〈問い合わせ〉
熊本県軽自動車協会
(熊本市東区東本町16-3)
TEL050(3816)1758



251cc以上の二輪および三輪バイクの場合

〈問い合わせ〉
熊本運輸支局
(熊本市東区東町4丁目14-35)
TEL050(5540)2086



〈問い合わせ〉税務課 課税係 TEL0967(67)2703